

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年2月14日

支出負担行為担当官

高松入国管理局長 北村 晃彦

1 競争入札に付する事項

(1) 入札事項名

高松入国管理局における複合機の賃貸借及び保守契約

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

ア 契約履行開始日から平成31年3月31日まで

イ 契約履行開始日は、高松入国管理局長と契約者との協議の上決定する。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、実際の支払金額は、保守実績に基づき契約単価により算出した金額及び賃貸借料に、当局が負担すべき法定消費税及び地方消費税を加算した金額を支払うこととする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務室をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(5) 過去3年間（平成28年度から同30年度）において，入国管理関係法令に違反した者がいない組織・団体であること。

(6) 直近年度において，雇用する従業員に対する労働保険料の未納事実のない者であること。

(7) 入札説明書の交付を受け，下記3（4）の期日までに「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」写し等の必要書類を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所等，入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎8階

高松入国管理局総務課会計係 担当：三木

電話 087-822-5852

(2) 入札説明書の配布期間及び配布場所

平成31年2月14日（木）～平成31年2月22日（金）

平日の8時30分から12時まで及び13時から17時まで

高松入国管理局総務課会計係及び電子調達システム

(3) 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」写し等の提出期限及び提出場所

平成31年2月22日（金）17時00分

高松入国管理局総務課会計係及び電子調達システム

(4) 入札・開札の期限・日時及び場所

ア 入札書の提出期限

平成31年2月25日(月) 17時00分

イ 入札書の提出場所

香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎8階

高松入国管理局総務課会計係及び電子調達システム

ウ 開札の日時

平成31年2月26日(火) 10時00分

エ 開札の場所

香川県高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎8階

高松入国管理局会議室及び電子調達システム

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札，入札に関する条件に違反した入札は，無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 郵便，電話，電報，ファクシミリ，電子メール等による入札は認めない。

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 電子調達システムの利用

本件は，電子調達システムを利用することができる案件である。

(8) その他

詳細は，入札説明書等による。